

施行要領 新旧対照表 (案) ※下線が変更箇所。

新	旧
<p style="text-align: center;">みどりの協定実施要綱施行要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(協定の締結等)</p> <p>第2条 要綱第3条第1項及び要綱第3条の2の規定による協定の締結は、みどりの協定書(第1号様式)により行うこととし、知事及び開発行為者が <u> </u>、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(緑化計画の変更)</p> <p>第6条 要綱第9条第1項の規定による緑化計画の変更の協議は、みどりの協定緑化計画変更協議書(第11号様式)にみどりの協定緑化計画変更計画書(第12号様式)及び別表に掲げる資料を添付し行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 要綱第9条第1項ただし書きの「軽微な変更」とは、植栽面積等当初協議の趣旨を損なわない範囲内での変更を<u>いい、次の各号に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 緑地面積が要綱の緑化基準を上回っており、かつ変更による緑地面積の変動が従前の緑地面積の概ね10%以内である場合</u></p> <p><u>(2) 植栽樹種又は植栽本数の変動が概ね10%以内の場合</u></p>	<p style="text-align: center;">みどりの協定実施要綱施行要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(緑化計画の変更)</p> <p>第2条 要綱第3条第1項及び要綱第3条の2の規定による協定の締結は、みどりの協定書(第1号様式)により行うこととし、知事及び開発行為者が<u>記名押印の上</u>、各自その1通を保有するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(緑化計画の変更)</p> <p>第6条 要綱第9条第1項の規定による緑化計画の変更の協議は、みどりの協定緑化計画変更協議書(第11号様式)にみどりの協定緑化計画変更計画書(第12号様式)及び別表に掲げる資料を添付し行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 要綱第9条第1項ただし書きの「軽微な変更」とは、植栽面積等当初協議の趣旨を損なわない範囲内での変更を<u>いう。</u></p>

新	旧
<p><u>(3)緑化の年次計画が事業の都合で次年度に繰り越された場合</u></p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>附則 この要領は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p>附則 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p><u>附則</u> <u>1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</u></p>	<p>第7条～第9条 (略)</p> <p>附則 この要領は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p>附則 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p>